

大分類 E—建 設 業

総 説

この大分類には、注文または自己建設によって建設工事を施行することを主とする事業所が分類される。

ただし、主として自己建設で維持補修工事を施行する事業所および建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等をおこなう事業所は含まない。

建設工事

建設工事とは、現場においておこなわれる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物およびそれらに付帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除去もしくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良もしくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体もしくは移設すること。

事業所

本店（個人企業などで本店のような事務所を有しないときは企業主の自宅）、支店またはその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

すなわち、原則的には現場は建設業の事業所とはしないで、その現場を管轄する事業所に含まれる。

建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産または販売する事業所が、自己の生産品または販売品を用い建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、おもな業務にしたがって製造業、卸売業または建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類D—鉱業〔10~13〕に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業（自ら直接建設する事業所でないもの）、土地分譲業（自ら労務者を雇用し、土地造成をおこない、それを分譲する事業所でないもの）は大分類I—不動産業〔59〕に分類される。
- (4) 試すい（試錐）（鉱山用を除く）、測量ならびに建設工事のコンサルタント、設計、監理を主とする事業所は、大分類L—サービス業〔8741〕に分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）でおこなうもの以外は大分類L—サービス業〔8741〕に分類される。

中分類 15—総合工事業

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う機会の多い事業所または自己建設でおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

151 一般土木建築工事業

1511 一般土木建築工事業

各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。完成する能力とは、土木技術者および建築技術者の双方の技術者を有し、かつ現実に土木工事および建築工事の双方を施行しているか、または最近において双方を施行した実績を有することである。

○一般土木建築工事業

152 土木工事業（ほ装、しゅんせつを除く）

1521 土木工事業（ほ装、しゅんせつを除く）

一般土木建築工事業に属しないで、主として堤防、護岸、水利、床固、山腹などの工事による河川、砂防、海岸、治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池、用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤、岸壁、さん橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、軌条敷設、停車場、鉄道土工、伏とい（伏極）、こう橋（溝橋）などの鉄道施設工事、地下鉄、地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路、高架施設工事、橋りょう（橋梁）工事（鋼橋上部工を除く）、ずい道工事、水源施設、浄水施設、送水施設、配水施設などの上水道工事、下水管きょ（管渠）、ポンプ施設、下水処理場などの下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場、水上飛行場工事、運動競技場、競馬場、競輪場工事、造園工事、ゴルフ場工事、宅地造成工事などのいずれもかまたはいずれかをおこなうことによって、土木施設を完成する事業所をいう。

ただし、主としてほ装工事およびしゅんせつ工事をおこなう事業所は、それぞれ小分類153 [1531] および小分類154 [1541] に分類され

中分類15—総合工事業

る。

○土木工事業

×ほ装工事業 [1531]; しゅんせつ工事業 [1541]

153 ほ装工事業

1531 ほ装工事業

主としてほ装道路工事およびほ装工事をともなう土木工事をおこなう事業所をいう。

○ほ装道路工事業

154 しゅんせつ工事業

1541 しゅんせつ工事業

主としてしゅんせつ工事およびしゅんせつ工事をともなう土木工事をおこなう事業所をいう。

○しゅんせつ工事業

155 建築工事業（木造建築を除く）

1551 建築工事業（木造建築を除く）

主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブリケーション建築物、石造建築物またはれんが造建築物を完成する事業所をいう。

○建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工業業；プレハブリケーション建築工事業

156 木造建築工事業

1561 木造建築工事業

主として木造建築物または土造建築物のみを完成する事業所をいう。

○木造建築工事業；木造住宅建築工事業；土造建築工事業

中分類 16—職別工事業（設備工事を除く）

総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物または土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事に従事する事業所が分類される。

ただし、設備工事に従事する事業所は中分類17—設備工事業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

161 大工工事業

1611 大工工事業

主として大工工事に従事する事業所をいう。

建築物建設について、大工工事のほかにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合せて、木造建築物の完成を発注者から直接に請負うこととする事業所は、中分類15〔1561〕に分類される。

○大工工事業； 造作大工業； 仮わく大工業； 堂宮大工業（総合請負をしないもの）； 木造りゆう骨請負業

×木造建築工事業〔1561〕

162 とび、土工、コンクリート工事業

1621 とび工事業

主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事に従事する事業所をいう。

○とび工事業； 足場組立業； 建方業（とび工事を主とするもの）； ひき屋工事業； メタルフォーム組立業； 組立鉄筋コンクリート組立業； 仕事師業（とび工事を主とするもの）

1622 土工、コンクリート工事業

主として土工工事および一般的なコンクリート工事（木製仮わく工事を除く）に従事する事業所をいう。

○土工工事業； コンクリート工事業； 仕事師業（土工工事を主とするもの）； 黒くわ（黒鍬）業

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

163 鉄骨、鉄筋工事業

1631 鉄骨工事業

主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接、よう接工事に従事する事業所をいう。

○鉄骨工事業；橋りょう工事業

×構築用金属製品製造業〔334〕

1632 鉄筋工事業

主としてコンクリート用鉄筋工事に従事する事業所をいう。

○鉄筋工事業

164 石工、れんが、タイル、ブロック工事業

1641 石工工事業

主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け仕上げに従事する事業所をいう。

○石工業（建設工事をおこなうもの）；石工工事業；石垣築造業；道路石工事業；軌道石工事業

×建築材料卸売業〔411〕；石工品製造業〔3083〕；土工工事業〔1622〕

1642 れんが工事業

主としてれんが工事に従事する事業所をいう。

○れんが工事業

×窯炉工事業〔1791〕

1643 タイル工事業

主としてタイル、モザイク、テラカッタ工事に従事する事業所をいう。

○タイル工事業

×タイルおよびモザイク製造業〔3046〕

1644 コンクリートブロック工事業

主としてコンクリートブロック工事に従事する事業所をいう。

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

- コンクリートブロック工事業；歩道用コンクリートブロック工事業
×セメント製品製造業〔3022〕

165 左官工事業

1651 左官工事業

主として左官工事、木舞工事ならびに現場における擬石とぎ出し、みがき出し工事およびモルタル吹付工事などに従事する事業所をいう。

- 左官業；木舞業；漆くい（漆喰）工事業；みがき出し工事業；吹付工事業

166 屋根工事業（金属製屋根を除く）

1661 屋根工事業（金属製屋根を除く）

主として屋根工事（金属製屋根を除く）に従事する事業所をいう。

- 屋根ふき業（板金を除く）；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業

- ×セメント製品製造業〔3022〕

167 板金、金物工事業

1671 金属製屋根工事業

主として波形鉄板、平鉄板、銅板およびアルミニウム板ぶき屋根などの金属製屋根工事に従事する事業所をいう。

- 鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業

1672 板金工事業

主としてとい（樋）、水切、雨押、スカイライトおよびプリキ煙突などの工事に従事する事業所をいう。

注文をうけて板金工事用の製品を製作し、これを現場で取付ける事業所を含む。

- 板金工事業

1673 建築金物工事業

主として面こう子（格子）、装飾金物、メタルラスなどの建築金物工

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

事に従事する事業所をいう。

○建築金物工事業

✗金物卸売業 [4192]; 金物小売業 [4821]

168 塗装工事業

1681 塗装工事業

主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装に従事する事業所をいう。

○塗装工事業；建築装飾工事業（塗装工事を主とするもの）；船舶塗装業

✗看板書き業 [8699]; 塗料卸売業 [4071]

169 その他の職別工事業

1691 ガラス工事業

主としてガラスの取付工事のみに従事する事業所をいう。

ガラスを販売するとともにその取付工事をおこなう事業所は含まない。

○ガラス工事業

✗板ガラス卸売業 [4113]

1692 金属製建具工事業

主として金属製サッシュ、金属製ドア、金属製カーテンウォール、防火とびら、非常階段などの取付け工事のみに従事する事業所をいう。

○金属製建具取付業；金属製カーテンウォール取付業

✗金属とびら、窓わく、くり形および組わく製造業 [3342]

1693 木製建具工事業

主として木製建具の取付け工事のみに従事する事業所をいう。注文をうけて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は含まない。

○つりこみ業（木製建具工事業）

✗建具小売業 [4813, 4814]; 家具および建具卸売業 [4121]; 建具製造業 [2331]

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

1694 床工事業

主としてリノリウム、アスタイル、フローリングブロックなどの取付け、仕上工事に從事する事業所をいう。

- 床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業

1695 防水工事業

主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などに從事する事業所をいう。

- 防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業

1696 特殊コンクリート工事業

主として潜かん（潜函）などの特殊コンクリート基礎工事、現場打ちのコンクリートくい打工事、独立コンクリート煙突などの作業に從事する事業所をいう。

- 特殊コンクリート基礎工事業；現場打ちコンクリートくい打業；コンクリート煙突工事業；特殊コンクリート工事業

1697 内装工事業

主としてテックスその他の繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物および船舶内部の装飾工事に從事する事業所をいう。

- テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
- ✖家具小売業[4811, 4812]；畳、敷物卸売業[4123]；家具、建具卸売業[4121]

1698 はつり、解体工事業

主としてコンクリート構造物のはつりおよび破壊に從事する事業所をいう。

- はつり工事業；解体工事業

1699 他に分類されない職別工事業

主として他に分類されない職別工事に從事する事業所をいう。

- サンドブラスト業；潜水工事業

中分類 17—設備工事業

総 説

この中分類には主として電氣工作物、電氣通信信号施設、空氣調和設備、給排水、衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う機会の多い事業所または自己建設でおこなう事業所ならびに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事に従事する事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

171 電 気 工 事 業

1711 一般電気工事業

主として送電線、配電線工事（地中線工事を含む）、電気鉄道、トロリーカー、ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これに類する工事ならびに水力発電所、火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事をいずれでもまたはいずれかを施行する事業所をいう。

○送配電電線路工事業；電気設備工事業

1712 電気配線工事業

主として建築物、建造物の屋内、屋外ならびにその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他の電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事またはネオン広告塔、電気サイン広告塔、ネオン看板、電気看板等の設備ならびに配線工事のいずれでもまたはいずれかを施行する事業所をいう。

○電気配線工事業；ネオン装置工事業

×家庭用電気機械器具小売業〔4841〕；電気機械器具卸売業〔4087〕

中分類17—設備工事業

172 電気通信、信号装置工事業

1721 電気通信工事業

主として電話線路（ケーブルを含む）、無線電信電話空中線設備（支持柱を含む）、電信電話機械設備に関する工事またはその一部を施行する事業所をいう。

○電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線無線電話機械設備設置業；電信機械設備設置業

✗通信機械器具卸売業 [4096]

1722 信号装置工事業

主として閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏切保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置、火災報知器、その他の警報装置に関する工事を施行する事業所をいう。

○信号装置工事業；火災報知器工事業

✗通信機械器具卸売業 [4096]

173 管工事業（さく井を除く）

1731 一般管工事業

主として冷暖房設備、温湿度調整装置、かん気（換気）装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱学施設および給排水、衛生設備に関する工事をいずれでも施行する事業所をいう。

○一般管工事業

1732 冷暖房設備工事業

一般管工事業に属しないで主として冷暖房設備、温湿度調節装置、かん気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの工事を施行する事業所をいう。

○冷暖房設備工事業；温湿度調整装置および乾燥装置工事業；冷凍冷蔵および製氷装置工事業

中分類17—設備工事業

1733 給排水、衛生設備工事業

一般管工事業に属しないで主として建築物、工場など各種施設の給水設備、排水設備、給湯設備、消防設備、水洗便所、ちゅう房（厨房）設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化そう（槽）、じんかい（塵芥）処理装置などの設備工事を施行する事業所をいう。

○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消防設備工事業；衛生設備工事業

×衛生用陶磁器卸売業 [4091]

1734 井戸ポンプ工事業

主として井戸ポンプのすえ付けおよび給水装置工事を施行する事業所をいう。

○井戸ポンプ工事業

1739 その他の管工事業

主としてガス導管配管、ガス内管配管、送油管配管、その他の配管工事に従事する事業所をいう。

○ガス配管工事業；配管工事業

174 さく井工事業

1741 さく井工事業

主として深井戸のさく井、揚水設備のすえ付け、さく泉、井戸掘りなどの工事を施行する事業所をいう。

○さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業

×原油採取業 [1211]；天然ガス採取集 [1221]

179 その他の設備工事業

1791 築炉工事業

主としてよう鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい（塵埃）焼却炉、火葬場の炉、火力発電所などのボイラーなど各種の窯炉建設工事に従事する事業所をいう。

○築炉工事業

中分類17—設備工事業

1792 热絶縁工事業

主として管、ボイラ、その他の熱絶縁工事に従事する事業所をいう。

- 保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラ熱絶縁工事業

1793 昇降設備工事業

主としてエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施行する事業所をいう。

- 昇降設備工事業

1794 機械器具設置工事業

主として機械装置のすえ付基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施行する事業所をいう。

- 機械器具設置工事業；収じん（收塵）装置工事業；索道架設工事業

1799 他に分類されない設備工事業

主として他に分類されない設備工事に従事する事業所をいう。